

令和5年度 製造業支援助成事業（デジタル化） 募集要項

1 事業内容

小平市内中小企業者等が、新事業の創出や生産性向上及び競争力強化等のため、生産性の向上に資するIoT等先端設備導入に係る設備投資に要する経費を助成します。

2 助成対象事業

- ①DXに資する革新的な製品・サービスの開発に係る事業
- ②デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善に係る事業

※対象事業となるか否か、またどの経費が補助対象経費となるかは、申請後に内容を判定したうえで決定します。
※本事業の対象事業とならない場合も、同時に募集している製造業支援デジタル化助成事業（一般型）の対象になることがあります。

3 申請要件

- ①小平市内で製造業を営む個人、または小平市に登記簿上の本店所在地又は営業所がある法人
 - ②小平市内に主たる事業所を持っていること。
 - ③市税及び事業税等を滞納していないこと。
 - ④同一内容で国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等から助成を受けていないこと。
 - ⑤過去に国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
 - ⑥反社会的勢力との関係がないこと。
- *助成事業の申請は1企業1回のみです。

4 助成金額

助成対象事業に要する経費であり、助成対象と認められる経費（10/10）のうち最大30万円（1万円未満切捨て）

5 助成事業制度の流れ

- ①申請書の提出は令和5年9月30日で締め切らせていただきます。ただし、助成金予算が終了した場合、締切期日前に受付を終了いたします。
- ②提出された申請の内容について確認を行います。確認後、交付の可否についてご連絡いたします。
- ③助成金額の交付は実績報告後、30日以内となります。

6 助成対象期間

交付決定日から令和6年2月末日までの期間に実施及び経費の支払いが完了していること。

7 受付期間

- ①令和5年8月1日から令和5年9月30日まで
- *助成金予算が終了した場合、締切期日前に受付を終了いたします。

8 助成対象外経費の例

- ①リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
 - ②委託契約において、委託先の資産になるもの
 - ③見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
 - ④補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、補助対象事業に係る経費が区分できないもの
 - ⑤契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていないもの
 - ⑥消費税及び地方消費税相当分
- ※その他、内容によっては対象外となるものもありますので商工会へご確認ください。

9 申請に関する注意事項

- ①提出された書類はお返ししません。
- ②審査の経過・結果に関するお問い合わせには応じかねます。
- ③審査の結果は審査終了後に通知します。
- ④採択された場合であっても予算の都合等により申請額から減額される場合があります。

10 助成対象者に決定された後の注意事項

①実行状況の確認

事業実施後、速やかに事業実施報告書及び付属資料等を提出してください。付属資料等とは申請された事業の実施が確認できる以下のものとなります。

- ・料金の支払いが確認できる書類の写し(領収書・振込書・納品書等)

②事業実施報告書及び付属資料等の提出期限

申請された内容にかかわるすべての支払完了後、20日以内に提出してください。

報告書を期限内にご提出いただけない場合、交付決定を取り消す場合があります。

11 助成事業完了後の注意事項

①申込された情報については下記の事例に限り取り扱いいたします。

- ・当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析に使用します。
- ・経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ・小平市への情報提供(申請の実施状況について小平市へ提供する場合があります)。

12 助成金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、下記の事例の場合には刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

- ①偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ②助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- ③その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

13 申請書提出について

申請書類については、小平商工会へご提出ください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。